府令・省令

○内閣府厚生労働省令第五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条、第十一条第一項及び第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人
厚生労働大臣　細川　律夫

食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する命令

第一条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　表示　第三章　削除」を「第二章及び第三章　削除」に改める。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章及び第三章　削除

第二十一条から第二十三条まで　削除

第三十二条第一項各号列記以外の部分中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　貨物が食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「内閣府令」という。）第一条第一項第十二号に掲げる作物である食品又は加工食品（内閣府令第十四条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であるときは、内閣府令第一条第二項第四十号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに掲げる事項

第三十二条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第三項を次のように改める。

分別生産流通管理（組換えＤＮＡ技術応用作物（内閣府令別表第一の上欄に掲げる作物のうち組換えＤＮＡ技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡ分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。）を応用して生産されたものをいう。以下同じ。）及び非組換えＤＮＡ技術応用作物（内閣府令別表第一の上欄に掲げる作物のうち組換えＤＮＡ技術応用作物でないものをいう。以下同じ。）を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別して行う管理であって、その旨を証明する書類により明確にしたものをいう。以下同じ。）を行ったにもかかわらず、意図せざる組換えＤＮＡ技術応用作物又は非組換えＤＮＡ技術応用作物の一定の混入があった場合において、内閣府令第一条第二項第四十号イ又はハの確認が適切に行われているときは、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなして、第一項の規定を適用する。

別表第一中「別表第一（第十二条、第二十一条関係）」を「別表第一（第十二条関係）」に改め、同表中第四百二十号を第四百二十一号とし、第三百二十三号から第四百十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三百二十二号の次に次の一号を加える。

三百二十三　フルジオキソニル

別表第二清涼飲料水の項第七号中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」の下に「（昭和二十六年厚生省令第五十二号）」を加える。

別表第三から別表第九までを次のように改める。

別表第三から別表第九まで　削除

別表第十二の三の項の中欄中「加熱後摂取冷凍食品」の下に「（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。）」を加える。

第二条　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準並びに法第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示」を「並びに法第十八条第一項に規定する器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」に、「、製造の方法の基準及び表示の基準、保健機能食品（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第二十一条第一項第四号に規定する保健機能食品をいう。）の成分規格及び表示の基準」を「及び製造の方法の基準」に、「、規則」を「、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）」に改める。

第七条を削る。

別表二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部㈡　牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準の款⑴の３のａ中「常温保存可能品」の下に「（牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであつて、食品衛生上摂氏十度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。以下同じ。）」を加える。

附　則

この命令は、平成二十三年九月一日から施行する。

省令

○農林水産省令第五十二号

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十五号）及び農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、農林水産省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則等の一部を改正する省令

（農林水産省組織規則の一部改正）

第一条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「総合食料局（第十七条―第二十九条）」を「消費・安全局（第十七条―第二十四条）」に、「消費・安全局（第二十九条の二―第二十九条の九）」を「食料産業局（第二十五条―第三十一条）」に、「第三十条」を「第三十二条」に、「地方農政事務所（第二百三十四条―第二百五十条の九）」を「地方農政局の地域センター（第二百三十四条―第二百五十条）」に改め、「第四目　地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター（第二百八十六条の三―第二百八十六条の五）」を削り、「第二款　北海道農政事務所（第二百八十七条―第三百二十六条）」を「第二款　北海道農政事務所　第一目　内部部局（第二百八十七条―第三百二十三条）　第二目　北海道農政事務所の地域センター（第三百二十四条―第三百二十七条）」に改める。

第一条の見出し中「報道室」を「広報室及び報道室」に、「及び報道広報審査官」を「、情報企画官及び広報・報道審査官」に改め、同条第一項中「総務課に、」の下に「広報室及び」を加え、「、監査官及び報道広報審査官それぞれ一人」を「一人、監査官一人、情報企画官一人及び広報・報道審査官二人」に改め、同条第六項中「報道広報審査官は、報道関係者に対する」を「広報・報道審査官は、命を受けて、」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第五項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

８　情報企画官は、広報に係る情報に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。